



岩手県最低賃金は893円にアップ 10月4日から

- ◆ 令和5年度岩手県の地域別最低賃金が39円引き上げられ893円になります。令和5年10月4日の発効です。今年には実に24もの県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る額での決定となり、目安額どおりのアップとなった岩手県は単独での全国最下位という状況です。ちなみに岩手県の次に低いのは徳島県と沖縄県の896円です。全国平均(1,004円)との比率でいうと88.9%、金額にして111円下回っていることとなります。

なお、日給および月給の場合の最低賃金との比較は下記の計算式によりますので、ご確認をお願いいたします。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 全国平均
岩手県最低賃金時間額	854	893	1,004
引 上 げ 額	33	39	43

【最低賃金との比較方法】

- ① 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 893円
- ② 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 893円

〈月給の場合の計算例〉

月給 150,000円 1か月平均所定労働時間が168時間の場合

$150,000 \div 168 = 892.85 \dots \leq 893$ よって 最低賃金額以下となります

※精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金との比較にあたって対象とされませんのでご注意ください。

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封していません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は生年月日順、採用年月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。今年から、役員とご家族の方の分は除いておりますのでよろしくをお願いいたします。

カスハラ（カスタマーハラスメント）と労災について

- ◆ 令和5年9月1日から厚生労働省は労災認定の判断基準となる「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正し、「カスハラ」を新たに追加しました。顧客等からの暴言・脅迫的な言動、長時間の電話、頻繁な来店とクレーム、SNSへの投稿（従業員の氏名など）など「カスハラ」が原因で従業員が精神障害に至り労災と認定された場合、会社の対応が不適切だとその責任を問われることとなります。カスハラの被害者数はセクハラよりも多いという厚生労働省の調査結果もあり、対応策の検討は重要な問題と言えます。

10/20 労務管理セミナーについて

- ◆ 令和5年10月20日(金)の労務管理セミナーですが、今年は広い会場をご用意しましたのでまだ余裕があり、いまからでもお申し込み可能です。申込用紙が見当たらない場合はお電話によるご連絡でも結構です。